

令和 6 年度 第 16 回庁議提案 **審議**・報告・その他  
 提出日：令和 6 年 1 月 19 日  
 担当部・課：保健福祉部 介護福祉課〔内線 2456〕  
 総務部 行政経営課〔内線 4174〕  
 総務部 危機対策課〔内線 4302〕

<b>① 件名</b>									
石巻地区広域行政事務組合同規約の変更について									
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>									
<p><b>【背景】</b>          石巻地区広域行政事務組合が平成 21 年度に P F I 事業で整備した養護老人ホーム万生園について、これまで施設整備費相当額の分割払いを石巻市、東松島市及び女川町が負担し、同組合による施設設置者へのモニタリング事務を行ってきたが、令和 7 年 4 月をもって支払が完了することにより、モニタリング事務が終了することから、同組合の規約変更が必要となっているほか、併せて、宮城県からの権限移譲事務に係る交付金の充当及び返還について規定するとともに、文言の修正を行うため、同組合の構成団体において協議を行うこととなった。</p> <p><b>【目的】</b>          石巻地区広域行政事務組合同規約を変更するもの。</p>									
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>									
<p><b>【根拠法令】</b> 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b></p>									
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>									
平成 21 年度	石巻地区広域行政事務組合養護老人ホーム万生園改築事業								
平成 22 年度以降	石巻地区広域行政事務組合によるモニタリング 老人ホーム建設費負担金支払								
	石巻市、東松島市及び女川町で負担金 15 年間の分割払い								
令和 6 年 1 月	石巻地区広域行政事務組合理事長から構成団体へ規約の変更について協議依頼								
<b>⑤ 主な内容</b>									
<p>規約中、以下の変更を行う。</p> <p>1 第 3 条（共同処理する事務）において、モニタリング事務に係る規定を削除するほか、別表第 1 中の老人ホーム負担金に係る部分を削除する。</p> <p>2 第 12 条（経費の支弁方法）において、宮城県からの権限移譲事務に係る交付金の充当及び返還について規定する。</p> <p>3 別表第 1 中消防負担金の負担割合から「常備消防費」を削除する。</p> <p>（参考）          養護老人ホーム万生園の建設費相当額のうち 2 市 1 町が負担すべき額：1,082,400 千円          令和 7 年 4 月時支払内訳見込額（建設費から県補助金除く）</p> <table> <tr> <td>石巻市</td> <td>827,319 千円</td> </tr> <tr> <td>東松島市</td> <td>197,661 千円</td> </tr> <tr> <td>女川町</td> <td>48,869 千円</td> </tr> <tr> <td>財政調整基金</td> <td>8,551 千円（平成 22 年度）</td> </tr> </table>		石巻市	827,319 千円	東松島市	197,661 千円	女川町	48,869 千円	財政調整基金	8,551 千円（平成 22 年度）
石巻市	827,319 千円								
東松島市	197,661 千円								
女川町	48,869 千円								
財政調整基金	8,551 千円（平成 22 年度）								

<b>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b>	
石巻地区広域行政事務組合同約の変更により、適正な運用が図られる。	
<b>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</b>	
東松島市及び女川町においても本市と同様の対応を行う。	
<b>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</b>	
令和6年12月	市議会第4回定例会に石巻地区広域行政事務組合同約の変更について提案議決抄本及び協議書を石巻地区広域行政事務組合へ提出
令和7年1月	宮城県知事による許可
4月	石巻地区広域行政事務組合によるモニタリング事務終了
5月	石巻地区広域行政事務組合同約の一部を変更する規約施行 (施行予定年月日：令和7年5月1日。ただし、宮城県からの権限移譲事務に係る交付金の充当及び返還に係る規定並びに「常備消防費」の削除については、知事の許可のあった日から施行)
<b>⑨ その他</b>	